

橋本市自治基本条例策定委員会条例

(設置)

第 1 条 本市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市民参画や市政運営に関する基本的な事項を定める自治基本条例(以下「条例」という。)の制定へ向けて、必要な事項を検討するため、橋本市自治基本条例策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 条例の制定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) その他条例の制定に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 市民公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から条例制定の日までとする。ただし、前条第 2 項第 2 号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命された委員が任期満了の前にその職を失ったときは、当該委員の任期は当該職を失った日の前日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月4日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日に、その効力を失う。